

平成27年1月

No.13
奇数月1日発行



広報さーくる

- 内容
- ・消費生活センターの紹介
 - ・地域福祉課より
 - ・ご報告
 - ・お知らせ
 - ・編集後記

船橋市消費生活センターの紹介

船橋市経済部消費生活課

消費生活センターでは、商品やサービスの契約、製品の品質や安全性などに関する疑問やトラブルについて、消費者の皆さんと一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。また、解決が困難な場合には、専門の消費生活相談員が事業者とのあっせんを行います。トラブルになったら出来るだけ早めにご相談ください。時間が経過するほど解決が難しくなります。相談は、電話による相談、消費生活センターに来ていただく来所相談があります。

消費生活相談

センターに寄せられた相談は、平成25年度には4,210件。デジタルコンテンツが第1位、次に不動産貸借、フリーローン・サラ金、工事・建築、商品一般、ファンド型投資商品、健康食品の順となっています。

最近では、振り込め詐欺や金融詐欺などが多発し、金融庁、国民生活センター、市の国民健康保険課や消費生活センターを騙ったものまで現れています。市役所や公的機関が電話だけで還付金を返還したり、銀行口座の暗証番号を聞くことはありません。少しでも不審な時は、消費生活センターにご相談ください。

また、家電製品や暖房器具などを使い被害にあったり危険を感じた場合もご相談ください。

多重債務相談

複数の金融業者からお金を借りて、支払困難に陥った状態を「**多重債務**」と言います。多重債務についても、早めに相談して経済的にも気持ちも楽にしましょう。弁護士による多重債務専門相談（要予約）や法テラス等へのご案内もいたしますので、まずは消費生活センターにご相談ください。

啓発活動

高齢化社会の進展に伴い、高齢者の老後の不安や、情報の少なさに付け込む契約トラブルが増加しています。こういった被害を防止するため、市内5カ所の老人福祉センターで定期的に出張相談を開催するほか、「まちづくり出前講座」として町会・自治会、市内小・中・高等学校や大学などへ消費生活相談員を派遣し、消費者被害の撲滅に向けた啓発を行っています。

まちづくり出前講座の申込・問合せ

教育委員会 社会教育課 ☎436-2895

対象 市内在住・在勤・在学の10人以上の団体

センターの事例をご紹介します。

詐欺に警戒

- Q1 スマートフォンに「有料動画サイトの支払いが確認できない。連絡がない場合は、法的手続きに入る。」とメールが届いた。運営会社のメールアドレスと電話番号が書いてあるが、まったく覚えがない。どうしたらよいか。
- Q2 公的機関のようなところから「裁判手続きが開始された」と、はがきが届いた。「財産差し押さえ」などと書いてある。何のことかわからない。どうしたらよいか。
- Q3 ブランドのアウトレットショップをインターネットで見つけバッグが半額だったのでクレジットカードで購入した。届いた商品は、明らかな偽物だった。メールで解約を伝えただけ返事がない。
- A 消費生活センターには、さまざまな詐欺の相談が寄せられています。根拠のない請求のケースでも、連絡すると支払うよう脅されて支払ってしまう人もいます。連絡せずそのまま様子を見ましょう。また、クレジット払い等の場合は、返金されることもあります。相手先と連絡がつかない場合は、返金は望めません。振り込む前にセンターに相談してください。



暖房器具の使い方に気をつけて

- ヒーターの近くに置いていたスプレー缶が破裂し、カーテンが燃えた。ヒーターによる加熱が原因らしい。
 - 石油ストーブを付けたままカートリッジタンクに給油したら、ふたの締め方が不完全だったため灯油が漏れて引火した。
 - お酒を飲んで寝込んでしまい電気あんかで低温ヤケドをした。
 - 電子レンジで加熱するタイプの湯たんぽを決められた時間であたためないで、「あたためオート」であたためたら破裂した。
 - IHヒーターで加熱できる湯たんぽのキャップを取らずに加熱したら破裂した。注意表示があったのに忘れていた。
- 等々の暖房器具での事故情報が寄せられています。



使い慣れた暖房器具でうっかりミスをしたり、新しい器具の取扱説明書や本体の注意表示をよく確認しなかったりなど、使い方を間違えてけがをしたら大変です。取扱説明書や注意表示を確認して正しい使い方をしましょう。また、製品リコールのチェックも忘れずに！！

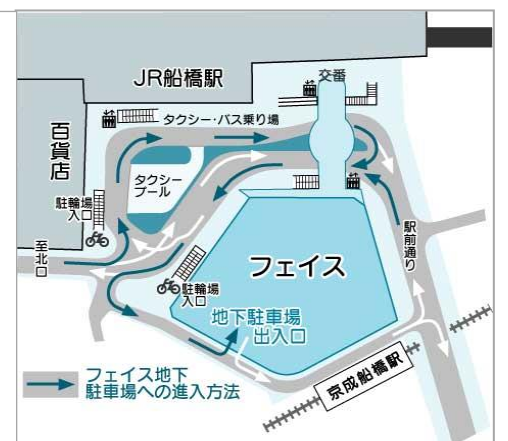
◎ご相談に際しての注意◎

トラブルの内容はできるだけ詳しく、正しく、具体的に！

- ・いつ、どこで、何をいくらで購入したか？
- ・問題は何か、それをどのようにしたいのか。
- ・現金取引か、クレジット契約か。
- ・領収書や契約書面はあるか。
- ・製品の不具合などは、製造販売業者の名称、所在地、銘柄、型、製造番号がわかるものは？

消費生活相談

船橋市消費生活センター ☎ 423-3006
場 所 船橋市本町1-3-1 フェイスビル5階
受付日時 月曜日～金曜日、第2・4土曜日
(日曜・祝日除)
午前9時～午後4時



※よくわからない場合も心配せずに相談してください。

「私たちは新法で何を目指し、実現していくのか」

船橋市地域福祉課



新年明けましておめでとうございます。旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくるはプロポーザル方式で公募を行い、平成24年12月に設置してから、2年が経過しました。さーくるは相談対象を限らない、分野横断的な窓口として様々な相談に応じ、相談者に合った支援を展開しております。相談者の多くは経済的な困窮や、仕事に関する課題を抱えており、さーくるが支援することにより自立に繋がった方も少なくありません。このような実績は、さーくるだけで行ったものではなく、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、町会・自治会等の団体や、相談支援機関、福祉事業所等の皆様のご協力あってのものです。様々な機関が連携をとり、支援することによって相談者の課題解決が図られていることにあらためて御礼申し上げます。

さて、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行となります。生活困窮者自立支援法は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものです。生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用していくことで、生活困窮者の方々が一人でも多く、早期の生活自立につながる効果が生まれるものと考えています。

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者を支援するためには、さまざまな支援メニューを用意し、新しいネットワークを構築することが必要となり、包括的で分野横断的な取組が不可欠です。

また、生活困窮者の多くは、学校、職場、近隣と言った人間関係の中でさまざまな困難を抱えています。こうした生活困窮者が次の一歩を踏み出すためには、一人ひとりが社会とのつながりを強め、周囲から承認されているという実感を得ることが必要です。

このような支援体制を構築することは、容易ではないかもしれませんが、しかし、この制度は、一人の生活困窮者を救済するのみならず、「地域で支えられていた人」が「支える人」に回るための必要な仕組みであると考えます。

一人でも多くの生活困窮者の自立を図るためには、あらゆる支援機関のご理解とご協力をいただく必要があります。地域福祉課では制度を円滑に施行するため準備を進めています。

この新しい生活困窮者支援制度は、まったく新しい仕組みであるだけに、国、自治体、民間団体など、関係者が皆で協働して創っていくことが必要であると考えており、今後は制度の勉強会を含め、皆様のご理解をいただけるよう努力してまいりますので、船橋市の生活困窮者自立支援制度施行のご理解、ご協力をお願いいたします。
(文責：船橋市地域福祉課)



ご報告

市民公開講座「認知症の正しい理解に向けて」

平成26年11月22日（土）14時から

「介護老人保健施設 やすらぎ」を会場として行われた、市民公開講座に出席させていただきました。長谷川式簡易知能評価スケールを作成された、長谷川和夫先生による、認知症の理解を深める講座でした。認知症の基礎的理解や、近年の治療、支援の考え方について、ご講義頂き、大変学びの多い時間を過ごすことが出来ました。

近年では「パーソン・センタード・ケア」という考え方が、広く知られています。これは、認知症をもつ人を一人の人として尊重し、その人の立場に立って理解ケアを行おうとする認知症ケアの考え方です。認知症ケアの考え方ということに留まらずに、この考え方はとても大切なことであると感じます。

さーくるは対象を問わず、様々な困りごとを抱えた方が相談にみえます。その方お一人一人には、相談に至るまでの様々な背景、事情を持たれており、こうしたい、こうありたいという思いもそれぞれにお持ちです。そのことをしっかりと受け止め、相談者一人一人を尊重し、その人の立場に立って相談、支援する。「パーソン・センタード・ケア」と通じる考え方で、日々向き合っていきたいと思いました。



お知らせ

☆おしらせコーナーへ掲載を希望される団体は「さーくる（circle）」までご連絡ください。

TEL 047-495-7111 FAX 047-435-7100

講演名	日時	場所	費用	申込み	問い合わせ他
第28回 ヘルシー船橋フェア 医療・各種相談コーナー イベントコーナー 介護機器コーナーなど	平成27年 1月15日(木)～1月20日(火) 10時～19時30分	東武百貨店船橋店 6階イベントプラザ	入場無料	特にありません。ご自由にご来場ください。	問合せ： ヘルシー船橋フェア実行委員会事務局・船橋市健康増進課 TEL 047-436-2414

【発行・編集】

社会福祉法人 生活クラブ風の村
船橋市委託事業
船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる（circle）
所在地 船橋市湊町2-10-25 船橋市役所本庁舎内1階
TEL 047-495-7111 FAX 047-435-7100
HP <http://www.kazenomura.jp> Email circle@kazenomura.jp
～あなたの尊厳を守ります。～

～編集後記～
新年あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりました。皆さまは、どのような年末年始を過ごされましたか？
私は、毎年、親戚と新年会を行います。1年に一度の集まりの中でも、親族の温かさについて感謝しています。こうした繋がりが合えることに感謝する心を忘れず、いたいと改めて感じました。
さて、あつという間に1年が過ぎ、さーくるも開所から2年1カ月を迎えました。新年を迎え、気持ちを引き締めながら、皆様のお力添えに感謝しながら、丁寧な相談、支援を心がけたいと思います。本年もどうぞよろしくお願致します。
(K)